様式第４号

町有財産売却の媒介に関する契約書

揖斐川町（以下「甲」という。）と 媒介業者（以下「乙」という。）とは、「町有財産売却の媒介に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり町有財産売却の媒介に関する契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（定義）

第２条　この契約において、「媒介」とは、乙が甲に対し、末尾記載の物件（以下「町有財産」という。）の買受を希望する者（以下「買受人」という。）を紹介することをいう。

（業務の内容）

第３条　甲は、町有財産の売却を行うにあたり、乙に媒介を委託し、乙はこれを受託し、協定書に基づき媒介を行うものとする。

（媒介の成立と媒介報酬の支払い）

第４条　媒介は、甲と買受人が売買契約を締結し、かつ、買受人から売買代金が全額納付され、所有権移転登記が完了したとき成立するものとする。

２　甲は、前項の規定により媒介が成立したときは、乙に通知するものとし、 乙の請求に基づき媒介報酬を支払うものとする

（媒介報酬の額）

第５条　前条第２項に規定する媒介報酬の金額は、協定書第９条の規定により算出した金額によるものとする。

（禁止事項）

第６条　乙は、第５条に規定する媒介報酬以外は、甲に一切請求できないものとする。

２　乙は、購入者に対して媒介に係る一切の報酬を請求できないものとする。

（契約の失効）

第７条　この契約は、本町から買受人に対しての売払決定に関する通知に記載する契約締結期限（原則として通知発送から30日以内）までに売買契約が締結されない場合は、失効するものとします。ただし、甲がやむ得ない事情があると認めたときは、これを延長することができる。

（契約の解除）

第８条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）媒介業者が、町有財産売却の媒介について、信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。

（２）媒介業者が、媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実なことを告げる行為をしたとき。

（３）媒介業者が、宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（４）媒介業者が、媒介契約の履行をしないとき。

（５）その他の事情により市有地売却の媒介が不要になったとき。

（個人情報の保護）

第９条　乙は、個人情報を収集するにあたっては、当該個人情報を取り扱う事務の利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　乙は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために収集した個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

３　乙は、媒介業務等の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（苦情等の解決）

第１０条　この契約の履行にあたり、買受人からの苦情若しくは異議等、または第三者との間に紛争が発生したときは、乙の責任において処理するものとする。

（費用の負担）

第１１条　乙は、この契約の履行にあたり、故意または過失により買受人若しくは第三者に与えた損害については、負担しなければならない。

２　乙は、本契約の締結に要する費用を負担するものとする。

（所管裁判所）

第１２条　この契約に関して訴訟等が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（疑義の解決）

第１３条　本契約に疑義が生じたとき、または本契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　　岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪１３３番地

　　　　揖斐川町長　　岡　部　栄　一　　　　　　　　　印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

町有地の表示

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 地目 | 地積（㎡） | 売却価格（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |